

## 医療費通知と保険料納付済額の通知の発送時期は1月下旬～3月中旬です

国民健康保険と後期高齢者医療制度における医療費通知、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料における納付済額の通知を発送する時期は、右表のとおりになります。医療費通知は、確定申告の際に医療費控除の手続きに使用することができます。

今年度に限り、通知がお手元に届くよりも前に申告する場合には、お手持ちの領収書の添付による申告もできます。

		発送時期	対象月
医療費通知	国保	令和2年1月下旬	平成31年1月～令和元年11月
		令和2年2月下旬	令和元年12月
	後期	令和2年2月中旬	平成31年1月～令和元年11月
		令和2年3月中旬	令和元年12月
納付済額の通知		令和2年1月下旬	平成31年1月～令和元年12月

☎国民健康保険医療費通知及び納付済額の通知は、町民課 ☎内線274

介護保険料の納付済額の通知は、福祉課 ☎内線315

後期高齢者医療費通知は、県後期高齢者医療広域連合 ☎045(440)6700(代表)

## 固定資産税の手続きは忘れずに

固定資産税に関して、次に該当する方は、1月31日(金)までに手続きをお願いします。詳細は、お問合せください。

内容	必要な手続き
納税義務者の方が亡くなった場合	相続人代表者指定届の提出
町外にお住まいの納税義務者の方が住所等を変更された場合	変更後の住所等が記載された書面の提出 ※任意の様式で可。運転免許証等の写しを添付
納税通知書等の送付先を新たに指定、変更または廃止したい場合	送付先指定届出書の提出
共有固定資産の共有代表者を変更する場合	共有代表者変更届の提出
登記されている家屋を取り壊した場合(滅失登記が令和元年中に未完了の場合のみ)	家屋滅失届の提出
登記されていない家屋を取り壊した場合	
登記されていない家屋を新たに取得した場合	家屋所有者届出書の提出

内容	必要な手続き
登記されていない家屋の名義を変更する場合	未登記家屋所有者変更届出書の提出
家屋を平成31年1月2日～令和2年1月1日の間に新築または増築し、町の家屋調査を受けていない場合	税務課への連絡
土地を新たに住宅の敷地として使用することとした場合	住宅用地申告書の提出
住宅の敷地としていた土地を別の用途で使用することとした場合	
耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修または長期優良住宅に係る固定資産税の減額の特例措置を受けようとする場合	各種申告書の提出 ※要件等については、お問合せください。
償却資産を所有している場合	償却資産申告書の提出

☎税務課 ☎内線255

### こんじちは

### 保健師です

子どもの性格は様々で、育児書どおりになんていきません。初めての育児は、子も親も初心者同士。だから上手くいかなくて当たり前。

子どもが何人いても個性はバラバラ。「上の子の時はこんなことなかったのに：この子は？？」と戸惑ってしまうこともありますよね。

そんな時は保健センターに足を運んでみませんか。

#### いそざぼルーム

産後1歳までのママと赤ちゃん、妊婦さんを対象にした育児ルームです。

お子さんの身長、体重測定や手遊び、絵本の読み聞かせ、ママの産じょく体操など育児のヒントになるようなものを紹介しています。お昼は栄養士や食生活改善推進団体(ママの会)の方が作った身体にやさしく温かい昼食(有料、予約制、先着15名、見守り保育あり)をゆつくり召し上がれます。また、助産師や保健師、栄養士や保育士に個別の相談をすることもできます。

#### 1歳半までの育児相談(予約制)

歯科衛生士や栄養士、保健師に個別の相談ができる場です。「離乳食を始めたいけどうまく進

まないな…、歯が生え始めたけどどのようケアしたらいいだろうか?、歯磨きを嫌がるんだけどどうしたらよいか…」育児をしていると多かれ少なかれいろいろな不安や疑問が出てきますよね。予約制で行っていただけますのでゆつくりお話ができます。

#### 産後ケア事業

産後すぐに元気に動けるママもいれば、少し休息が必要なママもいます。

生後4か月未満のお子さんのいるママで、育児不安やママの体調がすぐれないけれど、ご家族の支援がなかなか得られない方を対象にしています。

助産師による家庭訪問型と町内の施設に行くデイサービス型の2種類あります。お子さんの計測やママの身体の相談、乳房ケア、沐浴や授乳の方法の相談などができます。(詳細は町にお問合せください)



☎スポーツ健康課 守屋  
☎内線309